

令05原機(峠)093
令和5年11月1日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

定期事業者検査報告書
(定期事業者検査開始時)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の5第1項の規定に基づく国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設の定期事業者検査を開始しますので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の5第3項に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所：茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名：理事長 小口 正範

2. 加工施設を設置した事業所の名称及び所在地

名 称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター
所 在 地：岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550番地

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象：核燃料物質加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟）

検査の方法：「加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書」の「5. 性能維持施設」について「表5-1 性能維持施設の名称、維持すべき機能、維持すべき期間」に記載した、性能が維持されていることを確認する。

検査の期日：令和5年12月5日～令和6年3月29日（予定）

4. 予定の概要

別添1 「核燃料物質加工施設の定期事業者検査の計画」のとおり

添付書類

1. 定期事業者検査の計画

- 定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目及び検査実施予定時期
別添1「核燃料物質加工施設の定期事業者検査の計画」に定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目及び検査実施予定時期を示す。

○定期事業者検査期間中に実施する工事

ウラン濃縮原型プラントは、「加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書」の「4.解体の対象となる施設及びその解体の方法」に記載した、設備機器の解体撤去を実施中。

なお、この解体撤去作業による定期事業者検査への影響はない。

○前回の定期事業者検査からの変更点

前回の定期事業者検査からの変更点はない。

2. 性能維持施設に係る施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標

別添2「令和5年度 核燃料物質加工施設の定量的な設備の管理目標（設
定・達成状況）票」のとおり

3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ) 施設管理実施計画の始期及び期間

別添3「核燃料物質加工施設 施設管理実施計画（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」の第2条のとおり

ロ) 加工施設の工事の方法及び時期

別添3「核燃料物質加工施設 施設管理実施計画（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」の第3条のとおり

ウラン濃縮原型プラントは、「加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書」の「4.解体の対象となる施設及びその解体の方法」に記載した方法のとおり設備機器の解体撤去を実施中。

ハ) 加工施設の点検、検査等（以下「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

別添1「核燃料物質加工施設の定期事業者検査の計画」のとおり

ニ) 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

別添3「核燃料物質加工施設 施設管理実施計画（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」の第6条のとおり

4. 核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の10(定期事業者検査の実施)第2項に規定する判定する方法に関すること(一定の期間を含む。)

性能維持施設の設備機器について、巡視、点検を確実に実施し設備の状態を把握する。また、必要に応じて消耗品又は部品の取替えを行うことにより、一定の期間、性能維持施設の維持すべき機能を維持することを確実にする。

なお、「一定の期間」については点検頻度を考慮し「13ヶ月」とする。

5. 前回の定期事業者検査において提出した上記3.に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあっては、その変更の内容を説明する書類
該当なし

6. 前回の定期事業者検査において提出した上記2.又は3.に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類
該当なし

7. 前回の定期事業者検査において提出した上記4.に掲げる事項を説明する書類の内容(一定の期間に係るものに限る。)に変更があった場合にあっては、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の10第3項各号に掲げる事項を記載した書類

一 加工施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
点検、検査の結果、有意な劣化は認められていない。

二 加工施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果
該当なし

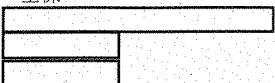
三 加工施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該加工施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)
該当なし

8. 別添書類

- 別添 1 「核燃料物質加工施設の定期事業者検査の計画」
- 別添 2 「令和 5 年度 核燃料物質加工施設の定量的な設備の管理目標（**設定**・達成状況）票」
- 別添 3 「核燃料物質加工施設 施設管理実施計画（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」

別添 1

「核燃料物質加工施設の定期事業者検査の計画」

検査項目	検査事項	施設区分	検査対象 【対象設備等】	定期事業者 検査時期	備考 (技術基準 ^{*1})
漏水防止機能確認検査	・外観目視確認 ・建家鉄骨の肉厚確認 ・地震発生時の巡視	建物本体	・主棟  ・廃棄物貯蔵庫 ・非常用発電機棟	令和 6年 2月中旬	第 6 条(地震による損傷の防止) 第 10 条(閉じ込め機能) 第 21 条(核燃料物質による汚染の防止)
吊上げ高さ制限機能確認検査	・吊上げ高さ制限機能確認				
停電時保持機能確認検査	・停電時保持機能確認			令和 6年 1月上旬	第 16 条(搬送設備)
性能維持機能確認検査	・性能維持機能確認	核燃料物質の貯蔵施設			
閉じ込め機能確認検査	・外観目視確認 ・漏えい確認		【核燃料物質の貯蔵設備】 ・ANSI規格48Y ・ANSI規格30B ・ハンドリング用シリンド ・滞留ウラン回収容器	令和 6年 1月上旬	第 10 条(閉じ込めの機能)
閉じ込め機能 (負圧維持機能)確認検査	・負圧確認	放射性廃棄物の廃棄施設	【気体廃棄物の廃棄設備】 ・負圧指示調節計等	令和 6年 1月中旬	第 10 条 (閉じ込めの機能)
	・インターロック作動確認		【気体廃棄物の廃棄設備】 ・主棟給排気系(1) 送・排風機 ・主棟給排気系(2) 送・排風機 ・付属棟給排気系 局所排気設備送・排風機	令和 6年 1月中旬	
	・排風機の風量確認		【気体廃棄物の廃棄設備】 ・主棟給排気系(1) 排風機 ・主棟給排気系(2) 排風機 ・付属棟給排気系 局所排気設備排風機	令和 6年 1月中旬	第 23 条(換気設備)
	・負圧警報作動確認		【気体廃棄物の廃棄設備】 ・負圧警報装置(負圧指示調節計、差圧指示調節計、圧力指示調節計)	令和 6年 1月中旬	第 18 条(警報設備等)
放射性物質の除去機能確認検査	・放射性物質の除去機能確認		【気体廃棄物の廃棄設備】 ・フィルタユニット(高性能エアフィルタ)	令和 6年 1月中旬	第 20 条(廃棄施設) 第 23 条(換気設備)
局所排気機能確認検査	・局所排気機能確認		【気体廃棄物の廃棄設備】 ・保守フード	令和 5年 12月上旬	第 10 条(閉じ込めの機能)

本資料には核物質防護情報が含まれるため、該当箇所をマスキングしています。

「核燃料物質加工施設の定期事業者検査の計画」

検査項目	検査事項	施設区分	検査対象 【対象設備等】	定期事業者 検査時期	備考 (技術基準 ^{*1})
管理廃水処理機能確認検査	・処理能力確認	放射性廃棄物の廃棄施設	【液体廃棄物の廃棄設備】 管理廃水処理設備 ・管理廃水受水槽 A、B ・管理廃水排水槽 A、B ・反応槽 ・脱水機 ・砂ろ過器	令和 5年 12月上旬	第10条(閉じ込めの機能) 第20条(廃棄施設)
	・容量確認 ・漏えい確認		【液体廃棄物の廃棄設備】 管理廃水処理設備 ・管理廃水受水槽 A、B ・管理廃水排水槽 A、B	令和 5年 12月上旬	
	・液面高検知装置の作動確認		【液体廃棄物の廃棄設備】 管理廃水処理設備 ・管理廃水受水槽A、B ・管理廃水排水槽A、B	令和 5年 12月上旬	第18条(警報設備等)
臨界管理機能確認検査	・外観目視確認 ・相互間距離確認		【固体廃棄物の廃棄設備】 ・使用済NaF収納ドラム缶 ・使用済NaF貯蔵エリア(使用済NaF保管用バードケージ)	令和 6年 1月上旬	第4条(核燃料物質の臨界管理)
排気中の放射性物質濃度測定機能確認検査	・計数効率確認 ・警報作動確認	放射線管理施設	【放射線管理設備】 ・排気用ダストモニタ(α線、β(γ)線)	令和 5年 12月5日	第18条(警報設備等)
	・検出範囲確認 ・警報作動確認		【放射線管理設備】 ・排気用HFモニタ ・エリア用HFモニタ	令和 5年 12月5日	
放射線の測定機能確認検査	・線源校正確認 ・警報作動確認		【放射線管理設備】 ・モニタリングポスト ・モニタリングステーション	令和 5年 12月5日	
センター内の連絡機能確認検査	・非常用通報設備機能確認	その他加工施設の附属施設	【非常用設備】 ・非常用通報設備	令和 5年 12月上旬	第25条(通信連絡設備)
外部電源喪失時の電源供給機能確認検査	・能力確認 ・作動確認		【非常用設備】 ・無停電電源装置	令和 5年 12月下旬	第24条(非常用電源設備)
	・能力確認 ・作動確認 ・機能確認		【非常用設備】 ・非常用発電機	令和 6年 2月中旬	第24条(非常用電源設備)
火災検知機能確認検査	・火災検知機能確認		【自動火災報知設備】 ・受信機 ・感知器 ・地区音響装置 ・発信機	令和 6年 2月中旬	第11条(火災等による損傷の防止)
消防法に基づく性能確認検査	・員数確認 ・健全性確認 ・作動確認		【消火設備】 ・消火器 ・消火栓 ・ハロン消火設備		

*1 : 加工施設の技術基準に関する規則

承認	同意	確認	作成
所長	核取主任者等	統括者	施設管理課 焼上措置 推進課

令和5年度

核燃料物質加工施設の定量的な設備の管理目標（設定・達成状況）票

【核燃料物質加工施設保規定に基づく施設管理目標】

施設管理方針		定量的な設備の管理目標	管理尺度	目標値	達成状況及びその評価*1
1	安全確保を最優先とする。	保全活動を実施することにより、設備・機器の経年劣化及び部品の消耗に伴う不具合またはその兆候の発見に努め、発見した場合には、適切な対策を講じる。 性能維持施設(建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他加工施設の附属施設)で発生した事象のうち、不適合管理すべき事象について、管理を適切に実施することにより、再発防止を講じる。	実施頻度	達成度	巡視、点検、検査の都度 不適合管理すべき事象が適切に管理されていること。
2	法令及びルール(自ら決めたことや社会との約束)を守る。	法令及び保安規定を遵守し、施設管理に必要な保全活動を確実に実施する。	達成度	100%	月1回以上
3	情報共有及び相互理解に、不断に取り組む。	施設管理に関する情報を工程調整会議等により関係者間で十分に共有し、相互理解を深める。 自施設及び他施設で発生した不適合情報等を共有し、是正処置、未然防止処置等を確実に実施する。	実施頻度	実施頻度 処置率*2	発生の都度 100%
4	保安業務(運転管理、施設管理等)の品質目標とその活動を定期的にレビューし、継続的な改善を行う。	施設管理(設計・工事・点検・検査)の対応状況を工程調整会議にて計画及び実績についてレビューし、必要に応じて改善等の対応を図る。	実施頻度	月1回以上	

注) 定量的な設備の管理目標は、理事長が定めた施設管理方針と整合すること。また、達成度をどのような尺度で判断するかを十分考慮した上で具体的に定めること。
 本票は、定量的な設備の管理目標の設定時及び達成状況の評価時にその都度作成する。定量的な設備の管理目標を設定する場合は「設定」に○を、達成状況の評価の場合は「達成状況」に○を記す。

*1：達成状況の評価では、管理尺度及び目標値に係る評価のみならず、保全活動の実施状況を踏まえて定量的な設備の管理目標の達成状況を評価すること。

*2：予算措置等を含め、長期的な対応が必要な場合は、処置の計画策定をもって、処置済みとみなすことができる。

施設管理の重要度が高い設備*の定量的に定める目標 (P I)
 (*重要度の高い設備：保全重要度「高」及び「中」に該当する設備)

目標：評価基準の総

監視項目	保安活動指針 (P I)	評価基準 (対応区分)				達成状況 (実績：件)
		改善の必要性の有無				
不要	必要	白	黄	赤		
施設の運転上の制限逸脱回数	保安規定に定める警報装置から発せられた警報発報回数又は制限逸脱回数	0回 (く。) 1回	警報 (誤報等を除く。) 2回以上	警報 (誤報等を除く。) 1回以上	法令報告事象 1回以上	達成・未達成 (実績：回)
施設の計画外の停止回数	連続運転設備(給排気設備及び排氣用ダストモニタ)の計画外の停止回数(外的要因を除く。)	0回 (く。) 1回	計画外の停止(外的要因を除く。) 2回以上	計画外の停止(外的要因を除く。) 1回以上	法令報告事象 1回以上	達成・未達成 (実績：回)
放射線管理の状況	汚染又は漏えい事象(閉じ込めの維持を含む。)の件数	0件	保安規定に定める管理目標値を超える汚染又は漏えい事象 1件以上	保安規定に定める管理目標値を超える汚染又は漏えい事象 2件以上	法令報告事象 1件以上	達成・未達成 (実績：件)
設備機器の保守管理状況	設備・機器等の故障再発回数(設備の機能喪失を含む。)(同一設備・機器の再発は90日以内を確認期間とする。)	0件	設備・機器等の故障(設備の機能喪失を含む。)等が発生及び再発した場合	設備・機器等の故障(設備の機能喪失を含む。)等が発生し、再発が2回以上の場合	設備・機器等の故障(設備の機能喪失を含む。)等が再発し、法令報告事象となつた場合	達成・未達成 (実績：件)

核燃料物質加工施設 施設管理実施計画 (ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟)

承 認		同 意		作 成	
副所長 (技術担当)	廃止措置・ 技術開発部長	核燃料 取扱主任者	安全 管理課長	廃止措置 推進課長	施設 管理課長

人形峠環境技術センター
安全管理課
廃止措置・技術開発部 施設管理課
廃止措置・技術開発部 廃止措置推進課

本資料には核物質防護情報及び個人情報が含まれるため、
該当箇所をマスキングしています。

施設管理実施計画の策定及び実施（第7条の4第1項）

第1条 本計画は、核燃料物質加工施設のウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の施設管理にあたり、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」（以下「加工規則」という。）第7条の4第1項第2号の定めにより策定した廃止措置期間中に性能を維持すべき加工施設（以下、「性能維持施設」という。）に係る「施設管理方針」に従って達成すべく、同条第1項第3号により策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第1項第4号に基づき、施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）として定めたものである。

（第7条の4第1項第4号イ 施設管理実施計画の始期及び期間）

第2条 施設管理実施計画の始期は、定期事業者検査を開始する日とし、その期間は、次回定期事業者検査の前日までとする。

2 施設管理課長及び安全管理課長は、第1項の計画の作成にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設設管理要領書」に基づき、必要な手続を行う。

（第7条の4第1項第4号ロ 設計及び工事）

第3条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設の修理及び改造に係る設計及び工事を行うときは、保安規定第9章 施設管理 第75条《保修及び改造作業の実施》の定めにより業務を実施する。

2 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の業務の実施にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」、「調達管理要領書」、「設計管理要領書」及び「核燃料取扱施設設管理要領書」に基づき、必要な手続を行う。

（第7条の4第1項第4号ハ 施設の保全のために実施する巡視）

第4条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設について、保安規定第9章 施設管理 第71条《巡視》に基づき、当該施設の保全のための巡視を行う。

- 2 施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長は、供用を終了し恒久的な措置を講じた機器類について、保安規定第6章 核燃料物質等の管理 第35条《管理区域内における保管》の定め及び「放射性物質等管理要領書」に基づき、当該機器類の管理のための巡視を行う。
- 3 施設管理課長及び安全管理課長は、第1項の巡視の実施にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設設施設管理要領書」に基づき、必要な手続を行う。

(第7条の4第1項第4号ニ 点検等の方法、実施頻度及び時期)

第5条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設について、保安規定第9章 施設管理 第68条《施設管理実施計画等の策定》の定めにより、当該施設の巡視、点検等の方法、実施頻度及び時期を整理した「設備保全整理表（添付1）」及び「検査要否整理表（添付2）」を作成するにあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設設施設管理要領書」に基づき、必要な手続を行う。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の「設備保全整理表（添付1）」に記載する巡視、点検等の方法については、それらの手順を示した要領書等を示した索引番号等の表記に代えることができる。
- 3 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の巡視、点検等の実施に当たっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」、「調達管理要領書」、「核燃料取扱施設設施設管理要領書」及び「監視機器及び測定機器の管理要領書」に基づき、必要な手続を行う。
- 4 独立検査委員会は、検査の実施に当たっては、保安規定第9章 施設管理第72条《定期事業者検査の計画》、第73条《定期事業者検査の要領》及び第77条《使用前事業者検査の計画》、第78条《使用前事業者検査の要領》の定め及び「独立検査実施要領書」に基づき、「定期事業者検査実施計画書」、「定期事業者検査要領書」、「使用前事業者検査実施計画書」及び「使用前事業者検査要領書」を作成し、必要な手続を行う。
- 5 前項の検査の実施に当たっては、保安規定第2章 安全管理体制 第3節【委員会】第13条《独立検査委員会》及び「独立検査実施要領書」の定めにより、

検査の独立性を確保する。

(第7条の4第1項第4号ホ 工事及び点検等を実施する際の保安確保のための措置)

第6条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設について、第3条の設計及び工事並びに第5条の点検等を実施する際は、「核燃料取扱施設運転管理要領書」、「核燃料施設区域管理要領書」、「核燃料取扱施設施設管理要領書」及びその他関連要領の定めにより、保安の確保のために必要な措置を講じる。

2 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の措置にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設施設管理要領書」に基づき、必要な手続を行う。

(第7条の4第1項第4号ヘ 設計、工事、巡視、点検等の結果の確認及び評価)

第7条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設に係る第3条の設計及び工事、第4条の巡視並びに第5条の点検等の結果について、保安規定第9章 施設管理 第70条《保全活動の有効性評価及び改善》、第70条の2《施設管理の有効性評価及び改善》の定め及び「核燃料取扱施設施設要領書」に基づき、必要な確認及び評価を行う。

2 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の確認及び評価にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設施設管理要領書」に基づき、必要な手続を行う。

(第7条の4第1項第4号ト 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善)

第8条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫並びに非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設について、前条の確認及び評価の結果、実施すべき処置があると認める場合は、保安規定第9章 施設管理 第70条《保全活動の有効性評価及び改善》、第70条の2《施設管理の有効性評価及び改善》の定め並びに「核燃料取扱施設施設設

「管理要領書」及び「保安活動指標設定評価要領書」に基づき、必要な改善を行う。

2 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の改善の実施にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設設施設管理要領書」に基づき、必要な手続を行う。

(第7条の4第1項第4号チ 施設管理に関する記録)

第9条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設の第2条から第8条までの施設管理に係る記録について、保安規定第14章 記録及び報告 第92条《記録等》の定めにより、必要な期間、保存する。

附則

この計画は、令和5年12月5日から施行する。

トランプ型原型濃縮設施名称

對象設備器

名称：ウラン濃縮原型プラント施設

名称：ウラン濃縮原形施設

許可書 記載事項	対象設備機器						供用段階						中長期保全*1		
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	事業者検査項目 (法令技術基準の該当条項)	要領書 索引番号	巡回、点検項目 点検、点検項目	巡視、点検 頻度	点検 結果	要領書 索引番号	更新 改造	新規 補修	備考	担当 課室		
・ANSI規格48Y			1式	保全 方式 保全 重要度	定期点検 ・外観目視検査 ・漏えい検査	定期-SMMA-760- 166-014	外観点検 漏えい点検	1回/年 165-113	施設-SMMA-760- 165-053	—	—	性能維持検査	施設管理課	施設管理課	施設管理課
・48Yクリンタ監査台	1式	低	事後保全	—	—	日常の巡回点検(漏えい)	1回/月 165-113	施設-SMMA-760- 165-053	—	—	—	性能維持検査	施設管理課	施設管理課	施設管理課
・フォークリフト	1台	低	事後保全	—	—	日常の巡査	1回/月 165-053	施設-SMMA-760- 165-053	—	—	—	性能維持検査	施設管理課	施設管理課	施設管理課
・揚重設備 ・天井走行クレーン ・テルハ(16tタイプ)	—	低	事後保全	昇上げ高さ制限機能確認検査 浮遊基準 浮遊時保持機能確認検査 浮遊時持続時間確認検査	定期-SMMA-760- 166-013	浮上げ高さ制限機能点検 浮遊時保持機能点検 浮遊時持続時間点検	1回/年 165-013	施設-SMMA-760- 165-013	—	—	—	性能維持検査	施設管理課	施設管理課	施設管理課
・保守及び販売 機半室	1台	低	事後保全	—	—	外観点検 性能点検	1回/月 165-055	外観点検 (使用前) (使用後)	施設-SMMA-760- 165-055	—	—	性能維持検査	施設管理課	施設管理課	施設管理課
・ジャグレン(手動式)	1台	低	事後保全	—	—	外観点検 性能点検	1回/月 165-055	外観点検 (使用前) (使用後)	施設-SMMA-760- 165-055	—	—	性能維持検査	施設管理課	施設管理課	施設管理課
・1.1.2.4.2 ・手動式→ワイヤ式	1台	低	事後保全	—	—	作動点検 (使用前)	1回/月 165-055	作動点検 (使用前)	施設-SMMA-760- 165-055	—	—	性能維持検査	施設管理課	施設管理課	施設管理課
・運送台車	1基	低	事後保全	—	—	外観点検 性能点検	1回/月 165-001	外観点検 性能点検	施設-SMMA-760- 165-001	—	—	性能維持検査	施設管理課	施設管理課	施設管理課
・主機(排気系1) ・主機(排気系2) 付属機器所附属装置 ・送風機 ・排風機 ・排気ダクト	3系統	中	事後保全	定期点検 ・インラック作動確認 ・排風機の異常確認 ・負圧等製作動確認	定期-SMMA-760- 166-002	排気ダクト外側点検 排風機の効率能力点検	1回/年 165-002	施設-SMMA-760- 165-002	—	—	—	性能維持検査	施設管理課	施設管理課	施設管理課
・負圧表示装置等 ・主機(排気系1) ・主機(排気系2) 付属機器所附属装置 ・送風機 ・排風機 ・排気ダクト	12基	低	事後保全	定期点検 ・インラック作動確認 ・排風機の異常確認 ・負圧等製作動確認	定期-SMMA-760- 166-002	排風機の効率能力点検 排風機の作動確認 負圧表示装置等の校正	1回/年 165-002	施設-SMMA-760- 165-002	—	—	—	性能維持検査	施設管理課	施設管理課	施設管理課
・主機(排気系1) ・主機(排気系2) 付属機器所附属装置 ・送風機 ・排風機 ・排気ダクト	3系統	低	事後保全	定期点検 ・インラック作動確認 ・排風機の異常確認 ・負圧等製作動確認	定期-SMMA-760- 166-004	排風機の効率能力点検 排風機の作動確認 負圧表示装置等の校正	1回/年 165-003	施設-SMMA-760- 165-003	—	—	—	性能維持検査	施設管理課	施設管理課	施設管理課
・主機(排気系1) ・主機(排気系2) 付属機器所附属装置 ・送風機 ・排風機 ・排気ダクト	1基	低	事後保全	—	—	插入の指摘点検 高性SMA-760-165-010	1回/月 165-003	施設-SMMA-760- 165-003	—	—	—	性能維持検査	施設管理課	施設管理課	施設管理課
・主機(排気系1) ・主機(排気系2) 付属機器所附属装置 ・送風機 ・排風機 ・排気ダクト	5台	低	事後保全	—	—	插入の指摘点検 高性SMA-760-165-010	1回/月 165-003	施設-SMMA-760- 165-003	—	—	—	性能維持検査	施設管理課	施設管理課	施設管理課
・主機(排気系1) ・主機(排気系2) 付属機器所附属装置 ・送風機 ・排風機 ・排気ダクト	1基	低	事後保全	定期点検 ・手動操作確認	定期-SMMA-760- 166-006	手動操作確認(高性SMA-760- 165-010)	1回/月 165-003	施設-SMMA-760- 165-003	—	—	—	性能維持検査	施設管理課	施設管理課	施設管理課

施設名称：ウラン濃縮原型プラン

許可書 記載事項	対象設備機器			供用設備						中長期保全*1			担当 課室
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準の該当条項)	要領書 索引番号	巡視、点検項目	点検 頻度	要領書 索引番号	更新 改造	備考	
液体供給物の漏 失抑制装置	土壤管理系水系漏抑制装置 ・管路系水受水槽 ・反応槽 ・雨水槽 ・砂ろ過槽 ・蓄電池 ・発生回生室ヒット ・冷却装置ヒット ・雨水配管	・分析フード	3基	低	事後保全	管理性・水処理装置運転監査 ・運営能力確認 ・蓄電池監査 ・雨水槽監査 ・表面高燃点装置の作動確認	無段-SMAM-760-166-003	運営能力確認 ・蓄電池監査 ・雨水槽監査	1回/月 無段-SMAM-760-165-007	無段-SMAM-760-165-007	—	設備搬去業は 点検不要	隊山地質探査課
・フレーム			1基	低	事後保全	降雨管理機能定期点検 ・外線目視確認 ・相互開閉確認	無段-SMAM-760-166-008	日常の巡視	1回/月 無段-SMAM-760-165-102	無段-SMAM-760-165-102	—	性能維持施設	施設整備課
液体供給物の漏 失抑制装置	家用系排水凍結ドラム缶 ・バッテリ		1台	低	事後保全	排水井蓋定期点検 ・外線目視確認 ・相互開閉確認	無段-SMAM-760-112-004	日常の巡視	1回/月 無段-SMAM-760-112-004	無段-SMAM-760-112-004	—	性能維持施設	施設整備課
施設整備課の主 要な設備	施設整備課用の主 要な設備		2台	低	事後保全	—	機器の点検	1回/年 安管-SMAM-755-10	—	—	—	—	安全管路課
加工の事業に係る停止措 施実績	放射能監視用の主 要な設備	個人被曝計測装置 被曝計測定装置	1台	低	事後保全	—	機器の点検	1回/年 安管-SMAM-755-10	—	—	—	—	安全管路課
3.廃止措置で申請書 類似の敷地	3.廃止措置で申請書 類似の敷地	ナゲット練習計 シチレーシヨン監 察	10台	低	事後保全	—	機器の点検	1回/年 安管-SMAM-755-10	—	—	—	—	安全管路課
表3.6 廃止措置が係る主要 施設及び主要な設備(5.6) (1)原型プラント(続き)	表3.6 廃止措置が係る主要 施設及び主要な設備(5.6) (1)原型プラント(続き)	サーベイメータ GM管式サーベイメータ 電離形式サーベイメータ	5台	低	事後保全	—	機器の点検	1回/年 安管-SMAM-755-10	—	—	—	—	安全管路課
		エリート用HFモニタ (供試系)	4台	低	事後保全	—	機器の点検	1回/年 安管-SMAM-755-10	—	—	—	—	安全管路課
		エリート用HFモニタ (供試系)	3台	低	事後保全	放気中の放射性ガス濃度測定装置 ・抽出装置確認 ・燃焼炉確認	安管-SMAM-755-20	放気中の放射性ガス濃度測定装置 ・抽出装置確認 ・燃焼炉確認	1回/月 日常の巡視	安管-SMAM-755-31	—	設備搬去業は 点検不要	安全管路課
		エアスニッファ搬出 機	51基	低	事後保全	排熱装置 ・蓄電池監査	無段-SMAM-760-21	機器の点検	1回/年 日常の巡視 ・蓄電池監査 ・蓄電池監査	安管-SMAM-760-01	—	性能維持施設	施設整備課
		排気用ダストモニ タ	3台	中	事後保全	排熱装置 ・蓄電池監査	無段-SMAM-760-01	日常の巡視 ・蓄電池監査 ・蓄電池監査	1回/年 日常の巡視 ・蓄電池監査 ・蓄電池監査	安管-SMAM-760-01	—	性能維持施設	安全管路課

設備保全整理事表

添付1
QMP-760/40(様式-1)

施設名称：ウラン濃縮原型プラント

許可書 記載事項	大項目 (施設)	中項目 (設備)	対象設備機器			供用段階				中長期保全*1			担当 課室
			小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準の該当条項)	要領書 索引番号	巡回、点検項目	要領書 索引番号	巡回、点検 頻度	更新 改造	要領書 索引番号	
			排水用ダム (Y) ダム トモニタ	2台	中 時間基準 保全	作業中の危険性を考慮して定期点検が義務化 ・特許技術保護 ・管渠内検査	安管-SMM-760- 20	燃焼点検	1回/年 (1回/年、監 主的な点検)	—	—	—	性能維持施設 安全管理制度
			排水用Hモニタ	2台	中 時間基準 保全	作業中の危険性を考慮して定期点検が義務化 ・特許技術保護 ・管渠内検査	安管-SMM-760- 20	燃焼点検 (定期・機器の停止時は除く)	1回/年 (定期・機器の停止時は除く)	—	—	—	性能維持施設 安全管理課
			試験分析測定装置	5台	低 事後保全	—	—	—	—	1回/年 (定期・機器の停止時は除く)	—	—	—
			可燃型空気ガバナ	1台	低 事後保全	—	—	—	—	1回/年 (定期・機器の停止時は除く)	—	—	—
			燃焼測定装置	1台	低 事後保全	—	—	—	—	1回/年 (定期・機器の停止時は除く)	—	—	—
			飲料衛生管理設備	1式	低 事後保全	—	—	—	—	1回/年 (定期・機器の停止時は除く)	—	—	—
			雨水利用の主 要な設備	1式	低 事後保全	—	—	—	—	1回/年 (定期・機器の停止時は除く)	—	—	—
			計量計	1台	低 事後保全	—	—	—	—	1回/年 (定期・機器の停止時は除く)	—	—	—
			燃費測定装置	1式	低 事後保全	—	—	—	—	1回/年 (定期・機器の停止時は除く)	—	—	—
			電動制御設備	1式	低 事後保全	—	—	—	—	1回/年 (定期・機器の停止時は除く)	—	—	—
			モニタリングポスト モニタリングステー ション	2式	低 時間基準 保全	放射線の測定機能確認装置 ・操作装置 ・操作正確性	安管-SMM-755- 20	燃焼点検 (定期・機器の停止時は除く)	1回/年 (定期・機器の停止時は除く)	—	—	—	性能維持施設 安全管理課
			質量分析装置	2台	低 事後保全	時間基準 保全	安管-SMM-755- 70	燃焼点検	1回/年 (定期・機器の停止時は除く)	—	—	—	性能維持施設 安全管理課
			重水炉水冷却装置	1台	低 事後保全	—	—	—	—	1回/年 (定期・機器の停止時は除く)	—	—	—
			ICP等光装置	1台	低 事後保全	—	—	—	—	1回/月 (定期・機器の停止時は除く)	—	—	—
			分光光度計	3台	低 事後保全	—	—	—	—	1回/月 (定期・機器の停止時は除く)	—	—	—
			計量装置	—	低 事後保全	—	—	—	—	計量校正 (定期・機器の停止時は除く)	1回/年 (定期・機器の停止時は除く)	—	—
			半導体装置	—	低 時間基準 保全	—	—	—	—	半導体装置点検 (定期・機器の停止時は除く)	1回/年 (定期・機器の停止時は除く)	—	—
			自動火災報知設備 ・警報機 ・感煙器 ・烟区音響装置 ・消火栓	—式	低 時間基準 保全	センサー内の運転性能検査 火災感知機能確認検査	安管-SMM-760- 166-010	燃焼点検 燃焼点検	1回/月 (定期・機器の停止時は除く)	—	—	—	性能維持施設 安全管理課

施設名称：ウラン濃縮原型プラント

許可書 記載事項	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準の該当条項)	要領書 索引番号	巡視、点検項目	供用設階			中長期保全*1			担当 課室
									巡視、点検 頻度	要領書 索引番号	更新 改造	要領書 索引番号	備考		
消防器材 ・非常口消火栓 ・非常警報器 ・通路遮断灯	消火栓 ・消火器 ・消防栓 ・非常警報器 ・通路遮断灯	一式	低	事後保全	定期点検 ・能力確認 ・作動確認	消防法に基づく性能検査 外部電源喪失時の電源供給機能確認 着火地の電圧測定 漏電遮断器測定	施設-SMA-760- 166-016 166-017	要領書 索引番号 SMA-760- 166-016 166-017	巡回、点検 1回/年	施設-SMA-760- 065-003	—	—	—	施設管理課	
緊急器材 無停電電源装置	緊急器材 無停電電源装置	低	事後保全	定期点検 ・能力確認 ・作動確認	外部電源喪失時の電源供給機能確認 着火地の電圧測定 漏電遮断器測定	消防法に基づく性能検査 外部電源喪失時の電源供給機能確認 着火地の電圧測定 漏電遮断器測定	施設-SMA-760- 166-013	要領書 索引番号 SMA-760- 166-013	巡回、点検 1回/月	2.7	—	—	性能維持施設		
恒温水チラー 凝集	恒温水チラー	3基	中	事後保全	定期点検 ・能力確認 ・作動確認	着火地の電圧測定 漏電遮断器測定	施設-SMA-760- 165-016	要領書 索引番号 SMA-760- 165-016	巡回、点検 1回/月	162-003	—	—	性能維持施設		
ニードリティ 凝集	恒温水チラー	3基	低	事後保全	定期点検 ・能力確認 ・作動確認	着火地の電圧測定 漏電遮断器測定	施設-SMA-760- 165-003	要領書 索引番号 SMA-760- 165-003	巡回、点検 1回/月	162-003	—	—	性能維持施設		
低溫水チラー	低溫水チラー	3基	低	事後保全	定期点検 ・能力確認 ・作動確認	着火地の電圧測定 漏電遮断器測定	施設-SMA-760- 163-004	要領書 索引番号 SMA-760- 163-004	巡回、点検 1回/月	163-004	—	—	性能維持施設		
計量装置カブレッヂ		2基	低	事後保全	定期点検 ・能力確認 ・作動確認	着火地の電圧測定 漏電遮断器測定	施設-SMA-760- 162-003	要領書 索引番号 SMA-760- 162-003	巡回、点検 1回/月	116-011	—	—	性能維持施設		
						日常の巡視			日常の巡視	162-003	—	—	—	施設管理課	

*1：「中長期保全」欄の頻度等は、各検査における結果を適宜反映する。

設備保全整理表

添付1

QMP-760/40/様式-1

施設名称:廃棄物貯蔵庫

許可書 記載事項	大項目 (施設)	対象設備機器		事業者検査項目 (法令技術基準の該当条 項)	保全 方式	保全 重要度	供用段階			中长期保全*1			担当 課室
		中項目 (設備)	小項目 (機器)				要領書 索引番号	巡回、点検項目	点検頻度 ()付き は、自主 的な点検	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造	
加工の事業に係る床上排水管 計画認可申請書 3.床上排水管計画段階及びそ の新規 計3-6床付設置台金主要施 設及び主な設備(6)(6) (2)廃棄物貯蔵	建物 深埋敷地貯蔵	…	…	耐本管止端部構造検査 ・外側目視検査(外壁・天井・内壁) ・継ぎ接合部の肉厚測定 ・接合部生ずるの透視	時間基準 保全	低	…	日常の巡視(外側目視) …	1回/月	施設:SMM-760- 162-008	…	…	生産維持係
その他加工施設の 非常用給水機 制御装置	自動火災警報機 ・受信機 ・感烟器 ・火災警報装置 ・光检测	…	…	火災警報機能確認検査	時間基準 保全	低	施設:SMM-760- 166-015	機械点検	1回/6ヶ月	施設:SMM-760- 065-001	…	…	生産維持係
消防栓 ・消火器 ・消火栓	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	生産維持係
安全器具消滅 ・非常口説明灯 ・通過路基灯	…	…	…	測定法に基づく性能確認	時間基準 保全	一式	施設:SMM-760- 166-017	混合点検	1回/年	施設:SMM-760- 065-001	…	…	生産維持係
				…		…	…	…	…	…	…	…	生産維持係

*1:「中长期保全」欄の記述等は、各候補における結果を適宜反映する。

施設名称：非常用発電機器

許可書 記載事項	大項目 (施設)	対象設備機器		小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準の該当 条項)	供用段階		中長期保全*1		担当 課室
		中項目 (設備)	新常備用発電機					要領書 索引番号	巡査、点検項目	点検頻度 () 付き 的な点検	要領書 索引番号	更新 改造
加工の需要に係る稼止措置 計画開示申請書 3.稼止措置対象施設及びその 他の実地 第3.6.廃止措置対象主要施 設及主な設備(6/6) (3)非常用発電機	建物	非常用発電機	新常備用発電機 保全	外観・内部構造点検 ・地盤・着床の状況	日常の巡回点検 ・外観目視検査 ・地盤・着床の内壁・天井・内壁)	1回/月	施設-SNM-760-162-001	一	性能維持施設	性能維持施設	性能維持施設	性能維持施設
その他の加工施設の 制御装置	建物	非常用発電機	新常備用発電機 保全	外観・底盤・天井の電源供給機能確認 ・外観点検 ・能力確認 ・作動確認 ・機能確認	施設-SNM-760-166-012	1回/年	施設-SNM-760-165-014	一	性能維持施設	性能維持施設	性能維持施設	性能維持施設
自動火災警報設備 ・受信機 ・感知器 ・地区警報装置 ・発信機	建物	自動火災警報設備	新常備用発電機 保全	火災検知機能点検 ・感知器・受信機 ・地区警報装置 ・発信機	施設-SNM-760-166-015	1回/6ヶ月	施設-SNM-760-065-001	一	性能維持施設	性能維持施設	性能維持施設	性能維持施設
消火設備 ・消火器 ・消火栓 安全通道道路 ・非常口説明灯 ・通常説明灯	建物	消火設備 安全通道道路 ・非常口説明灯 ・通常説明灯	新常備用発電機 保全	消音法に基づく性能確認	施設-SNM-760-166-017	1回/年	施設-SNM-760-065-001	一	性能維持施設	性能維持施設	性能維持施設	性能維持施設

*1：「中長期保全」欄の箇所等は、各検査における結果を適宜反映する。

要領書索引リスト

種別	種類	索引番号	名称(章・節等)	要領書	保管場所	担当課	備考
点検	点検	共通安全作業基準2.2.7 緊急器材の管理要領		センターントラ	成績書(今年度・過去分)	—	施設管理課
点検	点検	安管-SMM-760-01 環境管理機器点検・整備要領書		安全管理課居室	—	—	安全管理課
点検	点検	安管-SMM-752-10 個人被ばく管理マニュアル		安全管理課居室	—	—	安全管理課
点検	点検	安管-SMM-754-10 施設放射線管理マニュアル		安全管理課居室	—	—	安全管理課
点検	点検	安管-SMM-755-10 放射線管理用機器点検整備マニュアル		安全管理課居室	—	—	安全管理課
点検	点検	安管-SMM-755-20 保安規定に基づく環境放射線(能)測定器点検マニュアル		安全管理課居室	—	—	安全管理課
点検	検査	安管-SMM-760-20 排気用ダストモニタの警報作動検査マニュアル		安全管理課居室	—	—	安全管理課
検査	点検	安管-SMM-760-20 放射線管理用機器点検整備マニュアル		安全管理課居室	—	—	安全管理課
検査	点検	安管-SMM-765-20 保安規定に基づく環境放射線(能)測定器点検マニュアル		安全管理課居室	—	—	安全管理課
検査	検査	安管-SMM-760-20 排気用ダストモニタの警報作動検査マニュアル		安全管理課居室	—	—	安全管理課
点検	点検	推進-SMM-721-360-001 原型プラント供用を終了した施設・設備の操作停止に関する恒久的 な措置マニュアル		廃止措置推進課居室	—	—	廃止措置推進課
点検	点検	推進-SMM-760-421-001 核燃料物質加工施設分析設備巡回マニュアル		廃止措置推進課居室	—	—	廃止措置推進課
点検	点検	施設-SMM-720-013-002 地震対応マニュアル		施設管理課 居室	—	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-721-112-004 原型プラント 臨界管理マニュアル		施設管理課 居室	—	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-721-166-013 の操作マニュアル		施設管理課 居室	—	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-730-031-001 管理区域内における保管・管理マニュアル		施設管理課 居室	—	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-A53-004 吸収式冷凍機保修マニュアル		施設管理課 居室	—	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-A55-002 原型プラント・濃縮工学施設ハロン消火設備点検マニュアル		施設管理課 居室	—	—	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-A55-003 (濃縮工学施設・原型プラント)		施設管理課 居室	—	—	施設管理課

点検	点検	施設 SMM-760-A65-004	非常用通報連絡設備及びベーリング無線設備点検整備マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-065-001	消防用設備等点検整備マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-116-011	原型プラント 計空コンプレッサー定期点検・修理対応マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-162-001	ウラン濃縮原型プラット設備巡視観測マニュアル (高圧配電盤、非常用発電機、建物)	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-162-003	原型プラント 巡視マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-162-005	原型プラント 月例点検(自主点検)マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-162-008	加工施設 廃棄物貯蔵庫 巡視マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-162-009	無停電電源設備端末電流測定マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-163-010	排気フィルタ交換作業マニュアル(原型プラント)	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-164-001	原型プラント給排気設備点検マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-165-001	原型プラント給排氣設備(負圧制御機器)定期点検マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-165-002	原型プラント 送排風機保修マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-165-003	原型プラント 管理廃水処理設備系及び廃水配管系の点検マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-165-007	加工施設機器外観点検及び肉厚測定マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-165-012	原型プラント 非常用電源設備基礎ボルト・構造接合部点検マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-165-013	非常用発電機建屋点検マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-165-014	原型プラント 非常用電源装置整備・修理マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-165-016	原型プラント 無停電電源設備整備・修理マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-165-022	原型プラント 排氣タクト及び廃水配管点検マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-165-024	原型プラント 建屋敷骨肉厚測定マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-165-029	原型プラント シリンダ肉厚測定マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-165-030	原型プラント 均質操作室クレーン設備定期点検マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-165-031	原型プラント [] 精密秤量計自主点検マニュアル	施設管理課 居室	—	施設管理課

点検	点検	施設-SMM-760-165-103	原型プラント無停電電源設備 蓄電池電圧測定マニュアル	施設管理課 居室	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-105	加工施設自動火災警報設備の警報装置の機能点検マニュアル	施設管理課 居室	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-101	原型プラント給排気設備負圧警報作動点検マニュアル	施設管理課 居室	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-102	原型プラント 管理廃水処理設備 汚面検知の警報作動点検マニュアル	施設管理課 居室	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-104	加工施設非常用発電機 作動確認マニュアル	施設管理課 居室	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-110	原型プラント (原型プラント) 建屋健全性確認マニュアル	施設管理課 居室	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-112	原型プラント給排気設備保守フードの面塵確認マニュアル	施設管理課 居室	施設管理課
点検	点検	施設-SMM-760-165-113	原型プラント貯藏施設 48Yシリンドラ及び30Bシリンドラ (ハンドリング用シリンドラ及び滞留 ウラン回収容器含む) 健全性確認マニュアル	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-001	原型プラント給排気設備 (その1) 送排風機のインターロック作動検 査要領書	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-002	原型プラント給排気設備 (その2) 排風機の処理能力検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-003	原型プラント給排気設備 (その3) 負圧差圧警報装置要領書	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-004	原型プラント給排気設備 (その4) 過溝装置 (高性能エアフィルタ) の性能確認検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-005	原型プラント給排気設備 (その5) 負圧差圧の警報作動検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-006	原型プラント 放射性廃棄物の廃棄施設 管理废水処理設備の処理能 力検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-007	原型プラント 放射性廃棄物の廃棄施設 管理废水処理設備の液面高 度検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-008	原型プラント非常用警報作動検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-010	原型プラント非常用設備非常用通報連絡設備の作動検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-011	原型プラント非常用設備無停電電源装置の作動検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-012	加工施設非常用設備 非常用発電機作動検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設-SMM-760-166-013	原型プラント貯藏施設の搬送設備天井走行クレーン及びテルハの作 動検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課

検査	自主検査	施設 SMM-760-166-014	原型プラント貯蔵施設 48 Yシリンダ及び30Bシリンダ(ハンドリニング用シリンダ及び滞留ワラン回収容器含む)外観、漏えい検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設 SMM-760-166-015	原型プラント非常用設備自動火災報知設備の警報動作検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設 SMM-760-166-016	原型プラント非常用設備消火設備ハロン消火設備の作動検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設 SMM-760-166-017	原型プラント非常用設備消火設備(消火器及び消火栓設備)の健全性確認検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課
検査	自主検査	施設 SMM-760-166-018	原型プラント非常用設備誘導事灯の健全性確認検査要領書	施設管理課 居室	施設管理課 居室	施設管理課
点検	点検	施設 SMM-760-961-001	特高・高圧電気設備及び非常用発電機点検・整備・補修作業マニュアル(共通施設)	施設管理課 居室	—	施設管理課

検査を要する修理費は、非常用発電機棟

春理不整要查

技術基準		定期事業者検査の要求事項					
案	項目	技術基準の要求事項			定期事業者検査を行う場合の検査		
		(●必要、▲場合による、△選択する場合)			(検査の名称や項目は代表的なもの)		
	対象設備						
9	加工施設への不法な侵入等の防止	C 同時確認・△見守り、 ケンタウルス 原型フラット ケンタウルス 原形車庫	▲	●	その他の中止する場合	●	●
10	閉じ込めの機能	3 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。 第九条 加工施設を設置する者の人の不法な侵入、加工施設に不正に進入、加工施設に不正に燃焼性又は易燃性又は危険物を与え、又は他の物を爆発するおそれがある物が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	—	●	●	
	安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質による汚染された状態に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。 一 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、蒸気状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。 二 ふつ化ワランを取り扱う設備であつて、ふつ化ワランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。	● 記録確認	—	—	【閉じ込め機能確認検査、記録確認】 ・容器等に於ける定期的に実施している外観検査 ・漏えい検査結果の記録を確認する。 -新規に容器等を設置する場合は使用前事業者検査で確認する。	●	●
	密封されたおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	● 記録確認	—	—	【開じ込め機能確認検査、記録確認】 ・ブルトニウム等を扱う施設ではないため、本検査は不要である。	—	—
	五 密封されない核燃料物質等を取り扱う室は、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。	● 記録確認	—	—	【開じ込め機能確認検査、記録確認】 ・密封されていない核燃料物質等を取り扱う保守フードについて、定期的に開口部の面速度測定結果の記録の確認を行なう。	—	—
	六 ブルトニウム等を取り扱う室(保管廃棄する室を除く。)及び核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	● 記録確認	—	—	【開じ込め機能確認検査、負圧維持機能確認検査、記録確認】 ・定期的(1年に1回)に行なう送排風機のインタロック作動結果の記録の確認を行う。 ・定期的(1年に1回)に行なう第1種管理区域の負圧指示値確認結果の記録の確認を行なう。	—	—
	七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の核燃料物質等の漏えいが発生するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の核燃料物質等が設置される場合に漏えいし難いものであること。	○ 保安記録確認	—	—	【第6条の検査と同時確認】 ・施設内の壁及び床面の塗装について、剥離等の有無について日常的な巡回の結果から確認する。	—	—
	ハ 工場等の外に排水を排出する排水路(清水に係るものであつて核燃料物質等により汚染していること。ただし、施設内部の床面等が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	—	—	● 塗装物貯蔵 非常用電機機械	【該当なし】	● 塗装物貯蔵 非常用電機機械	【該当なし】
	□ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、池体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするのを防止するための蓋が設置されていること。ただし、施設内部の床面等が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	—	—	● 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備等により汚染しているおそれがある管理区域内外に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面又は安全に施工する設備及び第二条第二号に掲げる事項を計測している場合は、この限りでない。	—	—	【該当なし】
	ハ 工場等の外に排水を排出する排水路(清水に係るものであつて核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内外に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面又は安全に施工する設備及び第二条第二号に掲げる事項を計測している場合は、この限りでない。	—	—	● 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備周辺部は、接する床面より低い位置に保管・トレーラー等が施工されている。また、JFの保管容器はトレーラーに設置し定期的に巡視を実施しており、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないことから本検査は不要である。 ・工場等の外に排水を排出する排水路の上に施設の床面がないため、本検査は不要である。	—	—	【該当なし】

(ウラジロ) 濃縮原形ブランチ、廢棄物貯蔵庫、非常用発電機械)

技術基準		技術基準の要求事項		定期事業者検査の要否		定期事業者検査を行う場合の検査】 （検査の名稱や項目は代表的なもの）		
案	項目	○ 同時確認・△ 知見考慮・□ 記録確認	○ 同時確認・△ 知見考慮・□ 記録確認	●	●	●	●	
11	火災等による機器の防護	第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全に著しい支障が生ずる場合において、消火設備（事業設備第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。）及び警報設備（警報設備その他の火災の発生を自動的に感知し、警報を発するものに限る。以下同じ。）が設置されたものでなければならない。	○ 同時確認・△ 知見考慮・□ 記録確認 ケンシントン型ラトル	○ 同時確認・△ 知見考慮・□ 記録確認 発電機換気装置	●	●	●	●
12	安全避難通路等	2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能を有する施設を及ぼすおそれがないものでなければならない。 3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	○ 同時確認・△ 知見考慮	○ 同時確認・△ 知見考慮	●	●	●	●
13	安全避難通路等	4 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものでなければならない。 5 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造することとその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。 6 炙結設備その他の加熱を行う設備（次項において「焼結設備等」という。）は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。 7 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等（爆発の危険性がないものを除く。）は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。 一 烧結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。 二 烧結設備等から排出される可燃性ガスを帶留することなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。 三 烧結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止すること。	○ 同時確認・△ 知見考慮	○ 同時確認・△ 知見考慮	●	●	●	●
		第十二条 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	○ 同時確認・△ 知見考慮	○ 同時確認・△ 知見考慮	●	●	●	●
		加工施設内における溢水による損傷の防止	○ 同時確認・△ 知見考慮	○ 同時確認・△ 知見考慮	●	●	●	●
		第十三条 加工施設には、次に掲げる設備が設けられてなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路	○ 同時確認・△ 知見考慮	○ 同時確認・△ 知見考慮	●	●	●	●
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	○ 同時確認・△ 知見考慮	○ 同時確認・△ 知見考慮	●	●	●	●

加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟）検査要否整理表

【定期事業者検査を行う場合の検査】

（ウラン濃縮原型ブランク）、廃棄物貯蔵庫、発電機棟）を検査する。

加工施設（ヴァン標準原形プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 檢査要否整理表

技術基準	項目	技術基準の要求事項		対象設備
		(●必要、▲場合による、△知見考慮、一該当なし)	○同時確認・△知見考慮、一該当なし)	
四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合においては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取扱えが容易な構造であること。	○同時確認・△知見考慮、一該当なし)	○同時確認・△知見考慮、一該当なし)	○同時確認・△知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 ○検査の名前や項目は代表的なもの) ●記録確認 ○記録確認
五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	○同時確認	○同時確認	○同時確認	【定期事業者検査と同時確認】 ●記録確認 ○記録確認
第二十一条 加工施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、核燃料物質等による汚染があるそれがあつて、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除しやすいものでなければならない。	○同時確認	○同時確認	○同時確認	【定期事業者検査と同時確認】 ●記録確認 ○記録確認
21 核燃料物質等による汚染の防止				
22 遠隔	第二十二条 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設から直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るよう設置されたものでなければならぬ。 2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽設備が設けられていないければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部が設けられていない場合は、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。	●記録確認 ○記録確認	●記録確認 ○記録確認	【定期事業者検査と同時確認】 ●記録確認 ○記録確認
23 換気設備	第二十三条 加工施設により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていないければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。 二 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。	●記録確認 ○記録確認	●記録確認 ○記録確認	【定期事業者検査と同時確認】 ●記録確認 ○記録確認
24 非常用電源設備	三 ろ過装置を設ける場合においては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置による汚染の除去又はろ過装置の取扱えが容易な構造であること。 四 加工施設を安全に確保するためには、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性能を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならぬ。 2 加工施設の安全性を確保するためには、機械が設けられてなければならない。	●記録確認 ○記録確認	●記録確認 ○記録確認	【定期事業者検査と同時確認】 ●記録確認 ○記録確認
25 通信連絡設備	第二十五条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等の人に對し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならぬ。 2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場合と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていないければならない。	●記録確認 ○記録確認	●記録確認 ○記録確認	【定期事業者検査と同時確認】 ●記録確認 ○記録確認

加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟）検査要否整理表

加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟）検査要否整理表

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査を行う場合の検査		
			(●必要、▲場合による、△知見考慮、△対応なし)	(検査の名称や項目は代表的なもの)	対象設備
		対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならぬ。	○同階層・△知見考慮、△対応なし) ○ランダム ○原型アラート	廃棄物 貯蔵庫	非常用 発電機
		3 可搬型重大事故等対処設備に関する規定によるほか、次に掲げるところによるものでなければならぬ。	—	—	—
		一 常設設備（ブルトニウムを取り扱う加工施設と接続している設備又は常設の設備を取扱う加工施設と接続することができる常設の設備をいう。以下この項において同じ。）と接続するものにあっては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによつて、同二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。	—	—	—
		二 常設設備と接続するものにあっては、共通原因によって接続することができないこと（接続するため、可搬型重大事故等対処設備（ブルトニウムを取り扱う加工施設の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。	—	—	—
		三 想定される重大事故が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に搬え付け、及び常設設備と接続することができるよう、継ぎが高くなるおそれのが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置すること。	—	—	—
		四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事例に対するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	—	—	—
		五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の搬入状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。	—	—	—
		六 共通要因によって、設計基準事例に対するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。	—	—	—
		第三十一条 重大事故等対処設備に対する安全性を確保する上での重要なもの（以下この項において「審査等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る）及び第二号の規定については法第十六条の三第二項に規定する使用前事業者検査の実施を行うまでは適用する。	—	—	—
		一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性が確保するものであること。	—	—	—
		二 容器等の主要な溶接部（溶接金剛及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによること。	—	—	—
		イ 不連続で特異な形状でないものであること。	—	—	—
		ロ 溶接部による割れが生ずるおそれがないか、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良の他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	—	—	—
		ハ 適切な強度を有するものであること。	—	—	—
		二 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接工であることをあらかじめ確認したものにより実施したものであること。	—	—	—
		2 重大事故等対処設備及び管の安全性能を確保する上で重要なものは、適切な耐えいがないよう位置されたものでなければならない。	—	—	—
		第三十二条 ブルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備	—	—	—
		一 未臨界事故の影響を緩和するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていない場合はならない。	—	—	—
		二 臨界事故の影響を緩和するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられない場合はならない。	—	—	—
		閉じ込める機能の喪失に対するための設備	第三十三条 ブルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大燃料物質等の漏洩又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するため必要な設備	【該当なし】	【該当なし】
32	重大事故の大を防止するための設備	二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備	—	—	—
33	能の喪失に対するための設備	【該当なし】	【該当なし】	【該当なし】	【該当なし】

加工施設（ヴァラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟）検査要否整理表

技術基準 項目 名	技術基準の要求事項 項目	定期事業者検査を行う場合の検査			対象設備 項目
		(●必要、▲場合による、△知見考慮、一該当なし) ○同階段認・△知見考慮、一該当なし) ランダム 原型アシスト	廃棄物 貯蔵庫	非常用 発電機棟	
34 工場への放射性物質の放出を抑制するための設備	第三十四条 ブルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の放出を抑制するために必要な設備が設けられなければならない。	—	—	—	【該当なし】
35 重大事故等へとなる水の供給設備	第三十五条 ブルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対応に必要な十分な量の水を有する水源と、重大事故等への対応に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられなければならない。	—	—	—	【該当なし】
36 電源設備	第三十六条 ブルトニウムを取り扱う加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止し、重大事故等により設置される非常用電源設備からの電源が喪失した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備が設けられなければならない。	—	—	—	【該当なし】
37 監視測定設備	第三十七条 ブルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び総量を監視し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられないなければならない。 2 ブルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられなければならない。	—	—	—	【該当なし】
38 緊急時対策所	第三十八条 ブルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるとところにより緊急時対策所が設けられなければならない。 — 重大事故等に対処するためには必要な指示を行う要員がどどまることができるよう、適切な措置を講ずること。 ニ ブルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうためには必要な設備を設けること。 2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	【該当なし】
39 通信連絡を行なう設備	第三十九条 ブルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられないなければならない。	—	—	—	【該当なし】